

令和元年第5回高松市議会定例会提出予定議案（別途送付分）

1 令和元年度高松市一般会計補正予算（第4号）

現計予算額	160,546,692千円
補正額	165,552千円
補正後	160,712,244千円

2 令和元年度高松市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	40,333,907千円
補正額	△16,625千円
補正後	40,317,282千円

3 令和元年度高松市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）

現計予算額	1,242,875千円
補正額	2,155千円
補正後	1,245,030千円

4 令和元年度高松市病院事業会計補正予算（第2号）

現計予算額	9,980,862千円
補正額	49,723千円
補正後	10,030,585千円

5 令和元年度高松市下水道事業会計補正予算（第1号）

現計予算額	21,301,954千円
補正額	△18,065千円
補正後	21,283,889千円

6 高松市長等の給料その他給与支給条例の一部改正について

市長等の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの

公布の日から施行
(1)、(3)は、R元. 12. 1
から適用
(2)は、R2. 4. 1から施行

- (1) 令和元年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行	改正後①
6月期	100分の167.5	
12月期	100分の167.5	→ 100分の172.5 (100分の5)
年 間	100分の335	→ 100分の340 (100分の5)

- (2) 令和2年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	改正後①	改正後②
6月期	100分の167.5	→ 100分の170 (100分の2.5)
12月期	100分の172.5	→ 100分の170 (△100分の2.5)
年 間	100分の340	→ 100分の340

- (3) 所要の規定整備をするもの

7 高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

高松市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの

公布の日から施行
(1)、(3)は、R元. 12. 1
から適用
(2)は、R2. 4. 1から施行

- (1) 令和元年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行	改正後①
6月期	100分の167.5	
12月期	100分の167.5	→ 100分の172.5 (100分の5)
年 間	100分の335	→ 100分の340 (100分の5)

- (2) 令和2年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	改正後①	改正後②
6月期	100分の167.5	→ 100分の170 (100分の2.5)
12月期	100分の172.5	→ 100分の170 (△100分の2.5)
年 間	100分の340	→ 100分の340

- (3) 所要の規定整備をするもの

8 高松市職員の給与に関する条例及び高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

職員の給料等について人事院勧告に準拠して改定するため、及び地方公務員法の一部改正に伴い、臨時的任用職員について給与上の取扱いを見直すため、改正するもの

公布の日から施行
 (1)、(3)は、H31.4.1から適用
 (2)、(4)は、R2.4.1から施行

(1) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 給料表を引上げ改定するもの
- イ 令和元年12月期の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの
 (再任用職員以外の職員)

	現 行		改正後①
6月期	100分の92.5		
12月期	100分の92.5	→	100分の97.5 (100分の5)
年 間	100分の185	→	100分の190 (100分の5)

(2) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 会計年度任用職員をこの条例を適用する職員から除くもの
- イ 臨時的任用職員について、給与上の取扱いを見直すもの
- ウ 令和2年度からの勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの
 (再任用職員以外の職員)

	改正後①		改正後②
6月期	100分の92.5	→	100分の95 (100分の2.5)
12月期	100分の97.5	→	100分の95 (△100分の2.5)
年 間	100分の190	→	100分の190

(3) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

- ア 給料表を引上げ改定するもの

現 行		改正後	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	374,000円	1	375,000円

- イ 令和元年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの
 (任期付職員)

	現 行		改正後①
6月期	100分の167.5		
12月期	100分の167.5	→	100分の172.5 (100分の5)
年 間	100分の335	→	100分の340 (100分の5)

(4) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

ア 令和2年度からの6月期及び12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの
(任期付職員)

	改正後①		改正後②
6月期	100分の167.5	→	100分の170 (100分の2.5)
12月期	100分の172.5	→	100分の170 (Δ 100分の2.5)
年間	100分の340	→	100分の340